投資信託説明書（交付目論見書）
使用開始日：2026 年 10 月 30 日

auAM 米国債スーパーロング・ブル3倍（円コース/米ドルプラスコース）

追加型投信／海外／債券／
特殊型（その他）



※ファンド名称のauAMはauアセットマネジメントの略称です。

商品分類および属性区分

auAM 米国債スーパーロング・ブル3倍	商品分類			
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	特殊分類
円コース	追加型	海外	債券	特殊型（その他）
米ドルプラスコース				

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産（投資信託証券（米国超長期国債先物））	年1回	北米	ファミリーファンド	あり(注1)
				なし

（注1）ファンドの目的・特色をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う「auAM米国債スーパーロング・ブル3倍・円コース」、「auAM米国債スーパーロング・ブル3倍・米ドルプラスコース」（以下「当ファンド」ということがあります。）の受益権の募集については、auアセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月30日に関東財務局長に提出しており、2026年5月1日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下、「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページに掲載しております。請求目論見書には、投資信託約款の全文が記載されております。また、請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託および投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者のご意向を確認させていただきます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

au アセットマネジメント

ホームページ
https://www.kddi-am.com/

お問い合わせ先
03-5657-7185
（営業日の午前9時～午後5時）

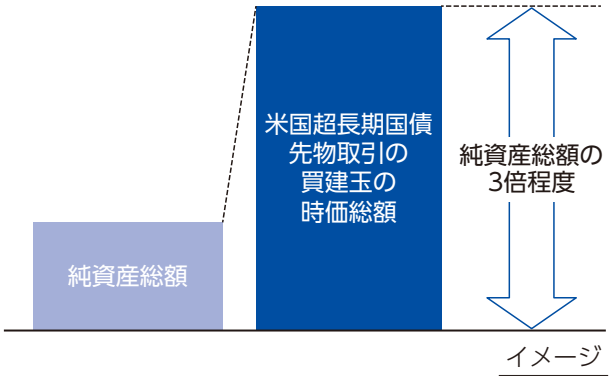
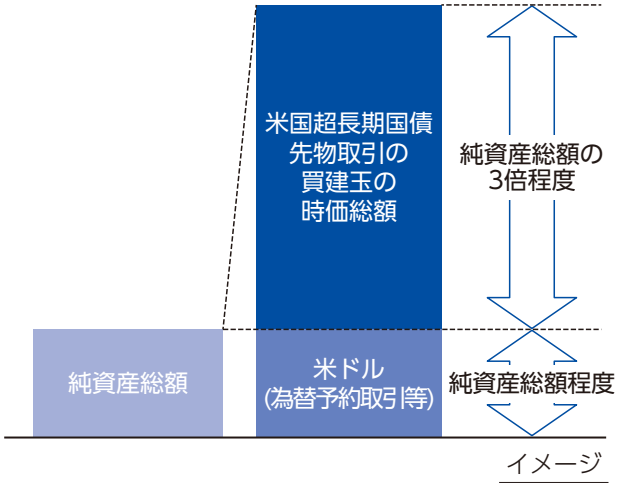
委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）
auアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第3062号
設立年月日：2018年1月4日
資本金額：10億円（2026年7月末日現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：1,731億9千万円（2026年7月末日現在）

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）
三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの目的

auAM 米国債スーパー ロング・ブル3倍・ 円コース	auAM米国債スーパーロング・ブル3倍マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券を高位に組み入れることにより、純資産総額の3倍程度の米国超長期国債先物を買い建てるとともに、為替変動リスクを低減するため為替予約取引等により為替ヘッジを行います。これにより、純資産の3倍程度の米国超長期国債先物のリターンの獲得を目指します。
auAM 米国債スーパー ロング・ブル3倍・ 米ドルプラスコース	auAM米国債スーパーロング・ブル3倍マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券を高位に組み入れることにより、純資産総額の3倍程度の米国超長期国債先物を買い建てるとともに、為替予約取引等により純資産総額程度の米ドルを保有します。これにより、純資産の3倍程度の米国超長期国債先物のリターンと、純資産相当の米ドル保有に伴うリターンの獲得を目指します。

ファンドの特色

auAM米国債スーパーロング・ブル3倍・円コース	auAM米国債スーパーロング・ブル3倍・米ドルプラスコース
純資産の3倍程度の米国超長期国債先物のリターンの獲得を目指します。	純資産の3倍程度の米国超長期国債先物のリターンと、純資産相当の米ドル保有に伴うリターンの獲得を目指します。
	

※マザーファンドの概要は、「マザーファンドの概要」をご覧ください。
※上記はあくまでもイメージであり、実際の米国超長期国債先物の組入れは必ずしも上記のようになるとは限りません。

(注)追加設定、解約がある場合、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として、当日中に米国超長期国債先物取引を買建てもしくは転売するものとします。この結果、米国超長期国債先物取引の買建玉の時価総額は、上記のようにならないことがあります。

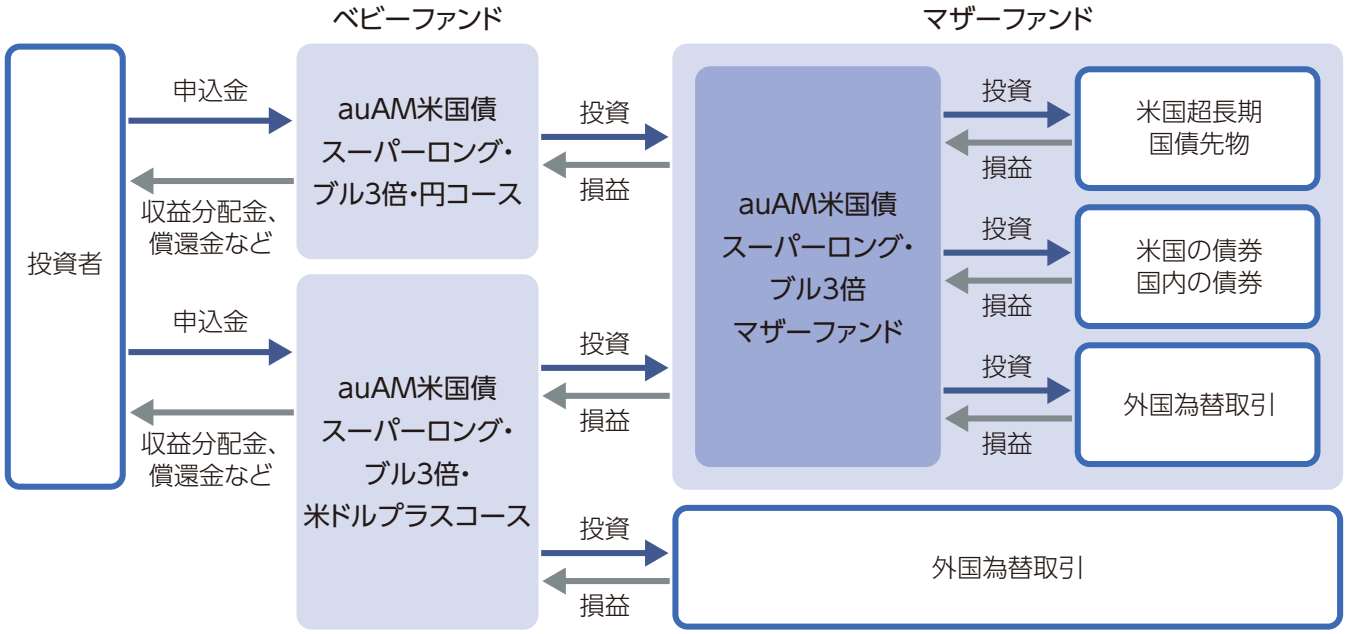
*利用する先物取引は、流動性、効率性等を勘案して決定します。主として、米国超長期国債先物を対象とした先物取引を利用する予定です。売買高等の市況動向等の変化に応じて、他の先物取引を利用することがあります。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色の運用が行われないことがあります。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※米ドルプラスコースは為替取引も直接行います。

分配方針

毎年1月30日(休業日の場合翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
①分配対象額は、経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)および売買益(評価益を含みます。ただし、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます。)等の全額とします。
②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

●マザーファンドの概要

ファンド名	auAM米国債スーパーロング・ブル3倍マザーファンド
主要投資対象	米国の米国超長期国債先物、国内外の短期国債の債券、外国為替取引
投資態度	①主として、米国の債券および国内の債券に投資するとともに、米国超長期国債先物を買い建てます。 ②純資産総額の3倍程度の米国超長期国債先物を買い建てるとともに、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行います。

※マザーファンドの主な投資制限等の詳細については、請求目論見書または約款に記載しております。

主な投資制限

- マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
また、投資信託は預貯金とは異なります。

●主な変動要因

債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。 ファンドは米国国債先物取引を積極的に活用しますので、これらの影響を受けます。
先物取引の利用に伴うリスク	債券先物の価格は、対象資産の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また債券市場の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。なお、対象資産の値動き等に変動がなくても、収益または損失が発生することがあります。
為替変動リスク	【円コース】 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。 また、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 【米ドルプラスコース】 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
当ファンドの戦略に関するリスク	当ファンドは、純資産規模を上回る投資を行うことがあるため、投資対象の市場における値動きに比べて大きな損失が生じる可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 流動性リスクに関する事項
 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
 これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、マザーファンドを通じてレバレッジ運用を行うにあたり先物取引を利用するため、借入金利に相当する負担があります。そのため、長期に保有する場合、金利負担が累積されます。
- 為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。需給要因等によって、さらにコストが拡大することもあります。
- レバレッジ倍率に比した高リスク商品であり、初心者向けの商品ではありません。長期に保有する場合、対象資産の値動きに比べて基準価額が大幅に値下がりすることがあるため、そのことについてご理解いただける方に適しています。

リスクの管理体制

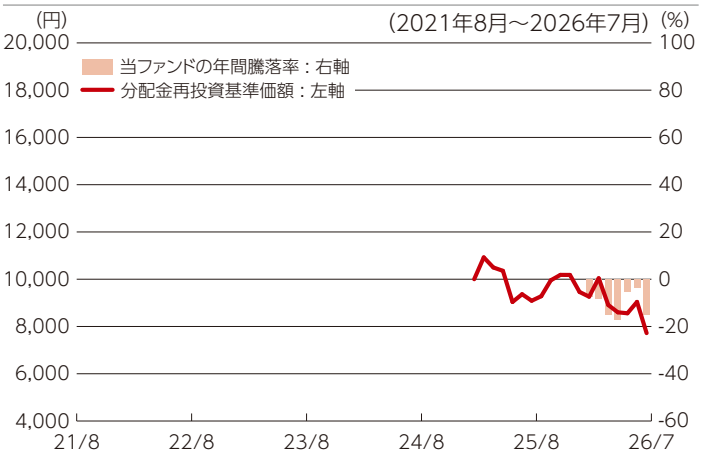
委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行います。
また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行い、リスク管理会議において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

（参考情報）

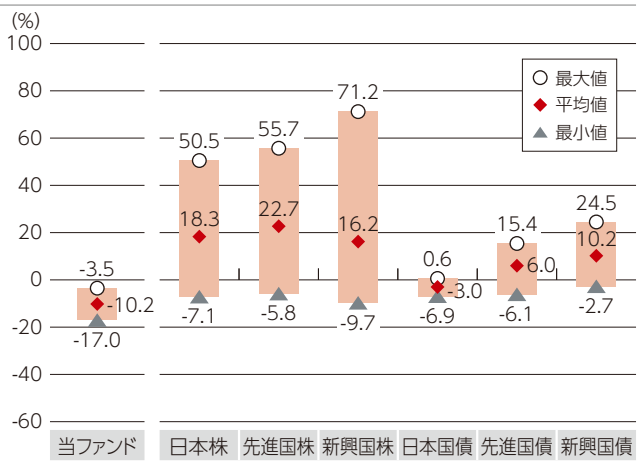
リスクの定量的比較

<auAM米国債スーパーロング・ブル3倍・円コース>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



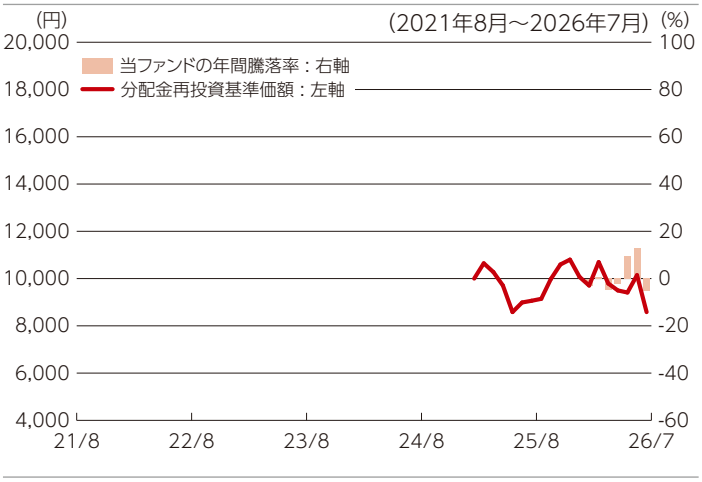
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



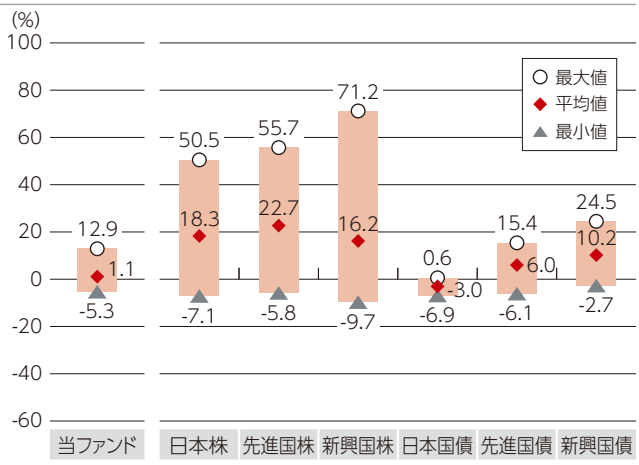
(注1) 2021年8月～2026年7月までの5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
(注2) ファンドの騰落率は、設定日以降で算出可能な期間のみであり、代表的な資産クラスの対象期間と異なります。ファンドの対象期間:2025年1月～2026年7月
代表的な資産クラスの対象期間:2021年8月～2026年7月
(注3) ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
(注4) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<auAM米国債スーパーロング・ブル3倍・米ドルプラスコース>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1) 2021年8月～2026年7月までの5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
(注2) ファンドの騰落率は、設定日以降で算出可能な期間のみであり、代表的な資産クラスの対象期間と異なります。ファンドの対象期間:2025年1月～2026年7月
代表的な資産クラスの対象期間:2021年8月～2026年7月
(注3) ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
(注4) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

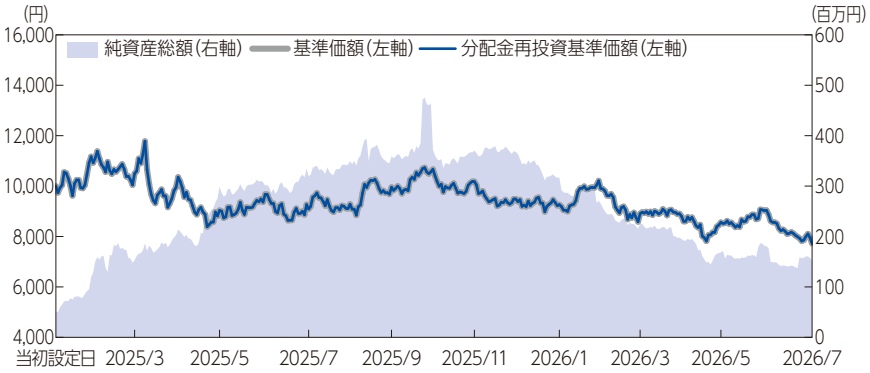
資産クラス	指数名	権利者
日　本　株	TOPIX(配当込み)	株式会社ＪＰＸ総研
先 進 国 株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み／円ベース)	MSCI Inc.
新 興 国 株	MSCI エマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み／円ベース)	MSCI Inc.
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社
先 進 国 債	FTSE世界国債インデックス(除く日本／円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

※上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

<auAM米国債スーパーロング・ブル3倍・円コース>

当初設定日：2025年 1 月31日
作成基準日：2026年 7 月31日

基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	7,720円
純資産総額	153百万円

分配金の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	第1期 2026年1月	設定来累計
分配金	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
auAM米国債スーパーロング・ブル3倍マザーファンド	97.0%
コール・ローン等、その他	3.0%
合計	100.0%

※投資比率は、純資産総額に対する比率で、小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

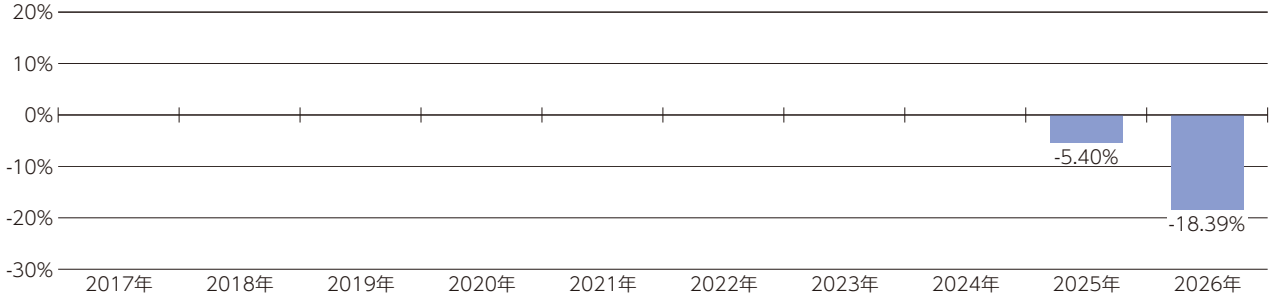
◆auAM 米国債スーパーロング・ブル3倍 マザーファンド

資産別構成	銘柄数	比率	組入上位銘柄	比率
海外債券先物	2	307.09%	US　ULTRA　BOND　CBT	255.40%
			US　LONG　BOND(CBT)	51.70%
予約為替		26.51%	アメリカ・ドル　2026年9月	26.51%
コール・ローン、差入委託証拠金		100.00%		
合計	2	−	合計	333.6%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。
※投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

年間収益率の推移 (暦年ベース)

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2025年は当初設定日から年末まで、2026年は年初から作成基準日までの騰落率を表しています。

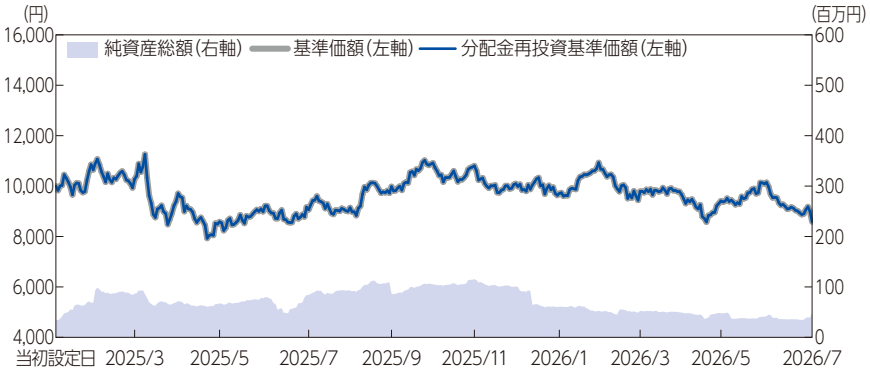
記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

<auAM米国債スーパーロング・ブル3倍・米ドルプラスコース>

当初設定日：2025年 1 月31日
作成基準日：2026年 7 月31日

基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	8,581円
純資産総額	47百万円

分配金の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	第1期 2026年1月	設定来累計
分配金	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
auAM米国債スーパーロング・ブル3倍マザーファンド	98.7%
コール・ローン等、その他	1.3%
為替予約	99.9%

※投資比率は、純資産総額に対する比率で、小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

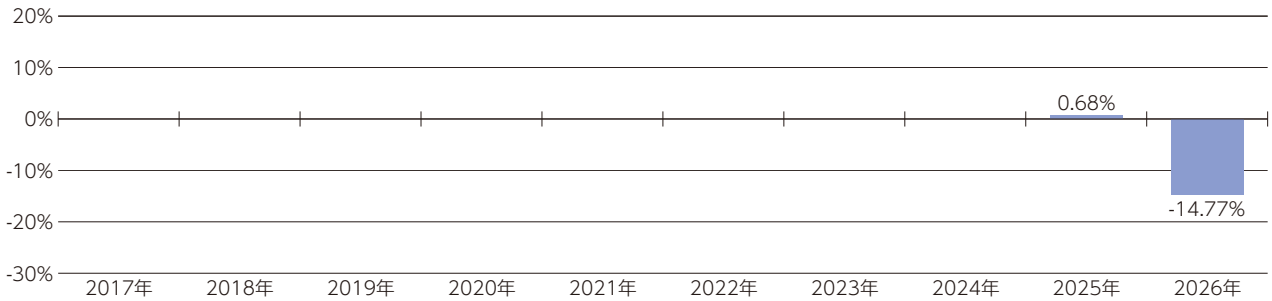
◆auAM 米国債スーパーロング・ブル3倍 マザーファンド

資産別構成	銘柄数	比率	組入上位銘柄	比率
海外債券先物	2	307.09%	US　ULTRA　BOND　CBT	255.4%
			US　LONG　BOND(CBT)	51.7%
予約為替		26.51%	アメリカ・ドル　2026年9月	26.51%
コール・ローン、差入委託証拠金		100.00%		
合計	2	−	合計	333.6%

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。
※投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

年間収益率の推移 (暦年ベース)

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2025年は当初設定日から年末まで、2026年は年初から作成基準日までの騰落率を表しています。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
購入の申込期間	2026年5月1日～2027年4月28日まで 継続申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込受付中止日	①ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日 ②「委託者の休業日かつニューヨーク証券取引所が休業日でない日」の前営業日
換金制限	信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	●次に該当する場合には、auアセットマネジメントの判断で、購入、換金の受付けを中止または取消しにすることがあります。 ・先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会が行われないときもしくは停止されたとき。 ・先物取引のうち主として取引を行うものについて、当該先物取引にかかる金融商品取引所等における当日の立会終了時の当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所等が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 ●金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。
信託期間	2030年1月30日（2025年1月31日設定）
繰上償還	委託会社は、米国超長期国債先物が改廃された場合には、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ●受益権の口数が10億口を下ることとなった場合 ●信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ●やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1月30日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なることがありますので、販売会社にお問合せください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告の方法により行い、ホームページ〔https://www.kddi-am.com/ 〕に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	2.2%(税抜2.0%)を上限として販売会社が別に定める率 くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	−

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
	料率等		費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.4334%(税抜0.394%)		運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
	運用管理費用の配分(税抜)(注)		
	委託会社	0.20295% (税抜0.1845%)	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
	販売会社	0.20295% (税抜0.1845%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
	受託会社	0.0275% (税抜0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	(注)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。		
その他の費用・ 手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 なお、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。		

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は2026年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の計算期間における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他の費用の比率 ②
auAM米国債スーパーロング・ブル3倍・円コース	0.46%	0.43%	0.02%
auAM米国債スーパーロング・ブル3倍・米ドルプラスコース	0.48%	0.43%	0.04%

※直近の計算期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を平均受益権口数に作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた和で除しています(年率)。
※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。
※投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識していません。
※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
※詳細につきましては、対象期間(2025年1月31日～2026年1月30日)の運用報告書全体版を御覧下さい。